

環保企発第22062014号
労災発0620第2号
令和4年6月20日

日本病院団体協議会議長
小山 信 彌 殿

環境省大臣官房環境保健部長

神ノ田 昌博
(公印省略)

厚生労働省大臣官房審議官(労災、建設・自動車運送分野担当)

小 林 高明
(公印省略)

石綿健康被害救済法の改正について

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、石綿健康被害救済制度の運営に多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、石綿健康被害救済法は、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の延長並びに特別遺族給付金の支給対象の拡大を行う必要があることを受け、石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律が令和4年6月17日法律第72号をもって公布され、同日に施行されました。

改正法の内容は下記のとおりですので、貴会会員の皆様方に周知いただきませうようお願い申し上げます。

本制度の趣旨と手続を御理解いただき、今後とも制度の円滑な実施・運営に御協力賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

記

第1 改正の趣旨

石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「旧法」という。）は、石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的として、平成18年に制定され、民事上の責任とは切り離して、事業者、国及び地方公共団体の費用負担により健康被害者に対し各種救済給付の支給を行い、その救済に大きな役割を果たしてきたところである。

今般、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の延長並びに特別遺族給付金の支給対象の拡大を行う必要があることから、これらを内容とする救済の充実を図る旨の改正が行われたものである。

第2 特別遺族弔慰金等の請求期限の延長（環境省関係）

（1）施行前死亡者の請求期限

旧法においては、施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限は、施行日（平成18年3月27日。以下同じ。）から16年（令和4年3月27日まで）とされていたが、改正法により、施行日から26年（令和14年3月27日まで）に延長されたこと。

（2）未申請死亡者の請求期限

旧法においては、未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限は、当該未申請死亡者の死亡の時から15年とされていたが、改正法により、当該未申請死亡者の死亡の時から25年に延長されたこと。

第3 特別遺族給付金の支給対象の拡大（厚生労働省関係）

旧法においては、厚生労働大臣は、石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病等にかかり、これにより施行日から10年を経過する日の前日（平成28年3月26日）までに死亡した労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したものに対し、その請求に基づき、特別遺族給付金を支給するものとされていたが、改正法により、施行日から20年を経過する日の前日（令和8年3月26日）までに死亡した労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したものに対し、その請求に基づき、特別遺族給付金を支給するものとされたこと。

第4 特別遺族給付金の請求期限の延長（厚生労働省関係）

旧法においては、死亡労働者等に係る特別遺族給付金の請求期限は、施行日から16年（令和4年3月27日まで）とされていたが、改正法により、施行日から26年（令和14年3月27日まで）に延長されたこと。

第5 経過措置（厚生労働省関係）

平成28年3月27日から改正法施行日（令和4年6月17日）の前日の5年前の日（平成29年6月16日）までに死亡した労働者等に係る特別遺族給付金については、労働者災害補償保険法の遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した時から遡及して支給するものとされたこと。

(地方税法の一部改正)
第二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二条の五第一項第二号中「職業訓練法人並びに」を「職業訓練法人」に改め、「都道府県職業能力開発協会」の下に「並びに労働者協同組合(労働者協同組合法(令和二年法律第七十八号)第九十四条の三第二号に規定する特定労働者協同組合に限る。)」を加える。
(租税特別措置法の一部改正)

第三条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第四十一条の十二の二第一項中「除く。」の下に「労働者協同組合」を加える。
第四十二条の三の二第一項の表の第二号の第一欄中「及び一般財団法人」を「一般財団法人及び労働者協同組合」に改める。
(所得税法の一部改正)

第四条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
第七十七条第一項及び第二百二十五条第一項第十一号中「除く。」の下に「労働者協同組合」を加える。
(法人税法の一部改正)

第五条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
第三十七条第四項中「及び一般財団法人」を「一般財団法人及び労働者協同組合」に改める。
第六十六条第一項中「及び一般財団法人」を「一般財団法人及び労働者協同組合」に改め、同条第二項中「のうち」を「若しくは一般社団法人等のうち」に改め、「一般社団法人等」を削る。
別表第二に次のように加える。

労働者協同組合法(令和二年法律第七十八号)第九十四条の三第二号(認定の基準)に規定する特定労働者協同組合に限る。

労働者協同組合法

別表第三労働者協同組合連合会の項中「(令和二年法律第七十八号)」を削る。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、労働者協同組合法の施行の日から施行する。ただし、第四条中所得税法第一百七十七条第一項及び第二百二十五条第一項第十一号の改正規定(第一百七十七条第一項に係る部分に限る。は、令和五年十月一日から施行する。
(名称の使用制限に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に特定労働者協同組合であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、第一条の規定による改正後の労働者協同組合法第九十四条の七の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

第三条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第二百七十三条のうち労働者協同組合法第三十五条第四号の改正規定中「第三十五条第四号」の下に「及び第九十四条の四第一号八」を加える。
第二百七十三条に次のように加える。
第二百三十二条の二「懲役」を「拘禁刑」に改める。

総務大臣 金子 恭之
財務大臣 鈴木 俊一
厚生労働大臣 後藤 茂之
内閣総理大臣 岸田 文雄

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和四年六月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第七十二号

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律

石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「十年を」を「二十年を」に、「十年経過日」を「二十年経過日」に改める。
第二十二条第二項中「十六年」を「二十六年」に、「十五年」を「二十五年」に改める。
第五十九条第五項中「十六年」を「二十六年」に改める。
第六十条第一項第三号中「十年経過日」の下に「施行日から十年を経過する日をいう。以下同じ。」を加え、「次の」を「死亡労働者等が十年経過日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律(令和四年法律第七十二号。以下「令和四年改正法」という。)の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から令和四年改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が令和四年改正法の施行の日の五年前の日から二十年経過日の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日までの間において、次の」に改める。

第六十二条第一号中「特別遺族年金」を「死亡労働者等が十年経過日から令和四年改正法の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつては令和四年改正法の施行の日において、死亡労働者等が令和四年改正法の施行の日の五年前の日から二十年経過日の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日において、特別遺族年金」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成二十八年三月二十七日からこの法律の施行の日の前日の五年前の日までに死亡したこの法律による改正後の石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「新法」という。)第二条第二項に規定する死亡労働者等に係る新法第五十九条第一項の特別遺族給付金の支給の請求に関する新法第六十四条第二項の規定の適用については、同項中「支給の請求をした日の属する月」とあるのは、「死亡労働者等の死亡の時から五年を経過した日の属する月」とする。
(見直し)

第三条 政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

厚生労働大臣 後藤 茂之
環境大臣 山口 壯
内閣総理大臣 岸田 文雄